

地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年政令第九十七号抄【附則第四条関係】  
地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年政令第九十七号抄【附則第五条関係】

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）抄【第一条関係】……………1

平成二十九年政令第九十七号抄【第一条関係】……………1  
平成二十九年政令第九十七号抄【第二条関係】……………9

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）抄【附則第四条関係】……………10

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）抄【附則第五条関係】……………11

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）抄

【第一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）</p> <p>第十六条 組合は、業務上の余裕金（厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金（以下「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。）及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。）の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十二号において同じ。）に対する資金の貸付け</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p>	<p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）</p> <p>第十六条 組合は、業務上の余裕金（厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金（以下「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。）及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。）の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）</p> <p>第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p>

一 次に掲げる有価証券若しくは有価証券とみなされる権利又はこれらに係る標準物（金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

イ 金融商品取引法第一条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

ロ イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ハ 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有する(1)から(4)までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下このハにおいて同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

(1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二

(略)

- 一 号に規定する株式会社の設定に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社が発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）
  - (i) 金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券
  - (ii) 金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券
  - (iii) 金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受権を表示する証券
  - (iv) 金融商品取引法第二条第一項第九号及び(i)から(iii)までに掲げる有価証券並びに(v)に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書
  - (v) (i)から(iii)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- (4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（(3)(i)から(v)までに掲げるものに限る。）並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

二

(略)

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第九号までに掲げる方法

ロ・ハ (略)

四・五 (略)

六 次に掲げる権利の取得又は付与(第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所  
の定める基準

及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立させることができる権利

ロ (略)

七 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引

の对象となるものをいう。  
(。の売買(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間に

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ・ハ (略)

四・五 (略)

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所  
(次号において「金融商品取引所」という。)の定める基準

及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立させることができる権利

ロ (略)

七 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。))及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引(同号に掲げる取引に類似するものに限る。))に該当するもの(次号において「市場デリバティブ取引」という。)を除く。(。の对象となるものをいう。  
(。の売買

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間に

において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引

を成立させること

ができる権利をいい、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に係るものに限り。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限り。）に係るものを除く。）の取得又は付与（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものの売買（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

十 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十一 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十二 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項の規定により同項第一号イ及びロに掲げる有価証券又は有価証券とみなされる権利（国債証券、地方債証券、国債証券又は地方債証券に表示されるべき権利であつて金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合には、応募

において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう

。の取得又は付与

（新設）

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項の規定により同項第一号イ及びロに掲げる有価証券又は有価証券とみなされる権利（国債証券、地方債証券、国債証券又は地方債証券に表示されるべき権利であつて金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合には、応募

、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合には、応募

又は買入れの方法により行わなければならない。  
3・4 (略)

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二第一項第十一号	(略)	(略)	(略)
第十六条の二第一項第十二号	(略)	(略)	(略)

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合

又は買入れの方法により行わなければならない。  
3・4 (略)

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ	(略)
第十六条	当該組合	市町村連合会	(略)

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二第一項第十一号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員(法第四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。)に係るものの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条の二第一項第十一号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二第一項第十号	(略)	地方公共団体の一時借入れ	(略)
(略)	(略)	当該組合	組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)又は市町村連合会の借入れ 地方公務員共済組合連合会

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員(法第四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。)に係るものの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条の二第一項第十号	(略)	地方公共団体の一時借入れ	(略)
(略)	(略)	団体	(略)

附 則

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第四百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の第二項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「

厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の

上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢」とし、その者が昭和三十六年四月二日以後に生まれた者である場合における同条の規定の適用については、同条中「六十歳」と、第九十八条第一項及び第四百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とあるのは、「六十歳」とする。

附 則

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第四百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の第二項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「五十九歳(その者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢)」とする。

○ 平成二十九年年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）

【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>平成三十年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>（表略）</p>	<p>平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>平成二十九年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>（表略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（退職等年金給付組合積立金に係る退職年金等積立金額の計算）                  第六十六条 法第八十四条第二項第十号イ（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号イに規定する組合の当該事業年度開始の時に掲げる次の金額の合計額とする。</p> <p>一 地方公務員等共済組合法第二十四条の二（退職等年金給付組合積立金の積立て）に規定する退職等年金給付組合積立金（以下この項において「退職等年金給付組合積立金」という。）の運用を地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二第一項第一号又は第五号から第十号まで（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）に掲げる方法によつている場合における当該運用に係る資産の取得のために要した金額（当該資産が減価償却資産である場合には、その帳簿価額）</p> <p>二 退職等年金給付組合積立金の運用を地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二第二項第二号、第十一号又は第十二号に掲げる方法によつている場合における当該運用に係る預金及び貯金並びに貸付金の額</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（退職等年金給付組合積立金に係る退職年金等積立金額の計算）                  第六十六条 法第八十四条第二項第十号イ（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号イに規定する組合の当該事業年度開始の時に掲げる次の金額の合計額とする。</p> <p>一 地方公務員等共済組合法第二十四条の二（退職等年金給付組合積立金の積立て）に規定する退職等年金給付組合積立金（以下この項において「退職等年金給付組合積立金」という。）の運用を地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二第一項第一号又は第五号から第九号まで（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）に掲げる方法によつている場合における当該運用に係る資産の取得のために要した金額（当該資産が減価償却資産である場合には、その帳簿価額）</p> <p>二 退職等年金給付組合積立金の運用を地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二第二項第二号、第十号又は第十一号に掲げる方法によつている場合における当該運用に係る預金及び貯金並びに貸付金の額</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>



(略)	(略)	(略)
2 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会における平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。)その他の地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。)その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)
第十六条の二第一項第十一号	(略)	(略)
第十六条の二第一項第十二号	(略)	(略)

(略)	厚生年金保険給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理
2 地方公務員等共済組合法施行令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会における平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。)その他の地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。)その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)又は市町村連合会の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第一項第十二号	は退職等年金給付	は地方の組合の経過的長期給付(平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。以下この条において同じ。)

(略)		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)		
(略)	(略)	退職等年金給付組合積立金等資金
(略)	厚生年金保険給付に係る経理	経過的長期給付調整積立金等資金
(略)	経理及び退職等年金給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る